

消防車両の緊急走行にご理解とご協力を！

消防車や救急車は、一刻も早く災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、急病や怪我をした方に応急処置を行い、速やかに病院へ搬送する等の役割を担っています。このため消防車両は、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法により「**緊急自動車**」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防車の円滑な緊急走行のために町民の皆さま一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。






消防車両がサイレンを鳴らして接近してきた場合には、状況に応じて以下のような対応をお願いします

- ・周囲の状況に配慮し、速やかに進路を譲ってください。
- ・交差点付近では交差点への進入を避け、道路の左側によって一時停止してください。
- ・狭い道路などで停車する場合は、消防車両の通行に支障がないように配慮してください。
- ・消防車両が高速道路などの本線に入ろうとしているときは、その進行を妨げないようにしてください。

※緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務付けられています。夜間緊急走行時のサイレン音についての皆さまのご理解とご協力をお願いします。

消防自動車のサイレン音について

消防自動車が出動する時は、サイレンを鳴らして走行していますが、斜里地区消防組合では次のように分けています。

消防車		火災出動：(ウー カンカン ウー カンカン) サイレンと鐘を鳴らします。
		火災以外の出動（救助・救急支援等）：(ウーウー ウーウー) サイレンのみ鳴らします。
		火災鎮火報又は火災予防広報：(カンカン カンカン) 警鐘のみ鳴らします。
救急車		救急出動：(ピーポー ピーポー) サイレンのみ鳴らします。 ※道路が渋滞していたり、交差点が赤信号の時、ウーウーの音を鳴らすことがあります。
指令車等		火災出動以外の災害出動：(ウーウー ウーウー) サイレンのみ鳴らします。 ※救急車不在時、多数傷病者発生時等に出動することがあります。

飲用井戸の水質検査について

近年、地下水の水質分析結果において、硝酸態窒素や亜硝酸態窒素の有害性が報告され、飲用水の安全確保に対する関心が高まっております。このような社会情勢のなか、本町でも平成14年度から生活用水安全確保対策事業の一環として飲用井戸の水質検査を実施しております。

本年度につきましても下記のとおり実施しますので、検査を希望される方は町民生活課住民活動係まで申込み願います。

- ・ 申込期間 9月30日(月)まで
- ・ 申込方法 電話により申込みを受付けます。
- ・ 検査実施日 10月実施予定（申込者に文書にて通知します。）
- ・ 検査料 簡易水道給水区域外（未普及地区）の世帯 2,500円
簡易水道給水区域内（普及地区）の世帯 4,700円

【お申し込み・お問い合わせ先】 町民生活課住民活動係 ☎ (62) 4472（内線242）



利用者のためにコツコツと「声の広報」通算第70号に到達

8月26日(月)多目的集会所(愛ホール)にて、町広報の一部を朗読する「声の広報」の収録が行われ、今回の発行で通算第70号を迎えました。

「声の広報」は平成13年の6月に始まって以来、町内のボランティアの皆さんが原稿の作成から収録まで担当し、地道な努力を重ねられてきました。

利用者の佐藤一男さん・玲子さんご夫妻(上写真)は「滑らかな朗読に感謝しています。毎回大変なご苦労でしょうが、できるだけ続けていってほしい。」と感謝の言葉を語ってくれました。



刺激的な指導に真剣な眼差し サッカークリニックを開催

7月31日(水)、元サッカー日本代表選手である平川弘さんを講師に招きサッカークリニックが行われ、PK合戦やミニゲームなどで交流を深めました。

普段、肌でなかなか感じ取ることができない刺激的なプレーの数々に、真剣な目で指導を受ける子どもたちの様子が見られました。

また、8月8日(木)には保育所にて、小清水町サッカー協会と少年団によるサッカー教室が開かれました。参加した子どもたちはサッカーの楽しさを実感している様子で、いっぱい汗を流しました。

住宅用火災警報器の取り付けはお済みですか

～火災で重要なことは早期発見です～

もし誰もいない部屋や就寝中の時に火災が発生したら、火災の発生に気付くのが遅れ逃げ遅れる可能性があります。火災の発生をすばやく察知できれば、いち早く避難することができ、命が助かる可能性は高くなります。また、消防への通報も早期に行えるのでまわりへの延焼拡大も防ぐことができます。

火災の発生をいち早く知り火災から大切な生命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器は、電気店・ホームセンターや消防設備を扱っている会社などで購入出来ます。(購入に際しては、日本消防協会が品質を保証する「NSマーク」付いているものをお勧めします。)

- ▽煙式警報器 天井取り付け型
- ▽煙式警報器 壁取り付け型



住宅用火災報知器の設置率（平成25年6月1日現在）

北海道	斜里郡3町	小清水町
83.0 %	62.9 %	55.0 %

上記のパーセンテージを見てわかるように、小清水町は設置率が低い事が統計で出ています。これを機会に設置の向上を目指しましょう。

【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合消防署小清水分署 予防・危険物係 ☎ (62) 2851